

講師は「労働者」じゃないのか

ヤマハ英語教室 休業補償など適用へ

労働者の権利を持たない「個人事業主」である英語教室の講師たちが「労働者」となる見通しが立った。会社側との交渉を担ったのは、労働運動とは無縁だった講師たちだった。

▼1面参照

「会社は2021年度中を目標に、英語講師を対象に雇用契約の導入を行うことを基本方針とする」

今年2月、10回目となる団体交渉でヤマハミュージックジャパン（東京）がヤマハ英語講師ユニオン側に示した「基本合意書案」に、雇用方針が明記された。「労働法なんて知らない」「素人集団」が訴え続け、



契約書面などを確認するヤマハ英語講師ユニオンの清水ひとみさん（右）と大阪市北区

講師仲間と一緒に弁護士に相談すると、労働組合の結成を勧められた。「会社に訴える力になれば」と、わずか10人あまりの講師たちで2018年12月、大阪府寝屋川市の貸会議室で結成大会を開いた。労組の基礎知識が書かれた府発行のパンフレットを読み、労組結成と団体交渉を求める通知を作って会社に送った。

団体交渉で、居並ぶ役員や管理職らと向き合った。役員らの発言を一字一句メモし、「前回はこう言いましたよ」と突きつけながら交渉を重ねてきた。

今春、新型コロナウイルスの感染が拡大。浮き彫りになったのが、自分たち「名ばかり事業主」の立場の弱さだ。感染拡大を受けて教室は3月ごろから休講に。雇用

「都合いい働き手」訴訟も

正社員やパートなど雇用形態を問わずに加入できる労働組合「派遣ユニオン」（東京）によると、「名ばかり事業主」をめぐるトラブルは遅くとも2006年ごろには確認された。訪問販売員や料理の配達員、学

習熟講師らで、職種は多岐にわたる。日本労働弁護団（事務局・東京）常任幹事の谷真介

労使交渉に意義

視点

労働者に近い働き方をする個人事業主の安全網をどう整えるか。政府でも議論が進むが、結論はまだだ。

労働基準法の対象となる労働者であれば、労働時間や最低賃金の規制がかか

る。仕事だけが病気になる契機形式でありながら、実

契約なら少なくとも6割の休業手当を受けられるが、「個人事業主」だとする会社側からは、2月分の報酬のたった2割の「見舞金」が一度支払われただけだった。

一方、個人事業主向けの「持続化給付金」も、事業主とはみなされず対象外となる可能性があるという。

新型コロナウイルスの感染拡大で今後の生活に不安を抱く講師の間で支持が広がり、2月時点で約80人だった組合員は現在、140人にまで急増したという。

日本労働弁護団（事務局・東京）常任幹事の谷真介

際には強い指揮命令下で働かせている場合だ。

労働者かどうかは実態で判断されるため、訴訟を起こせば労働者であると認められることはある。ただ、訴訟には時間がかかり、救済の範囲も狭い。

今回のヤマハ子会社の事例は、労使交渉によってまとまった数の働き手の雇用を引き出した点に意義が

弁護士（大阪弁護士会）は「名ばかり事業主は多くの企業にとって、雇用の場合と異なり、保険料の支払い負担もない。簡単に契約を打ち切ることもできる『都合のいい働き手』として利用されている」と話す。

訴訟に発展したケースもある。大阪府内のリラクゼーションサロンで施術などを担当した3人が、店側を相手取り残業代などを求めた訴訟で、大阪地裁は昨年10月、勤務時間が拘束されていたことなどを理由に3人を労働者と認定。5月28日にはホテルチェーン「スパーホテル」（大阪市で業務委託契約で働いていたホテル支配人らが、実態はホテル側の指揮命令を受ける労働者だとして、運営会社を相手取り労働者としての地位確認などを求める訴えを東京地裁に起こした。

日本労働弁護団によれば、新型コロナウイルスの影響で休講を強いられた大学講師からも「休業補償が払われな

い」といった相談などが寄せられている。請負契約のアニメーターを契約社員にさせた例があるが、最初から雇用化を目指して労働組合を結成した点も特徴的だ。ネット

で仕事を請け負う新しい働き方が増えつつある。そんな中、労使交渉によって不安定な働き方を改善させたことは、労働基本権の重要性を再認識させる意味も大きい。（編集委員・沢路毅彦）

せられているという。個人事業主が労働者にあたるのかについて、裁判所

は指揮命令の有無など勤務実態に即して判断する傾向にあるという。（遠藤隆史）